

東葛柏福祉会「柏の葉ポールウォーキング部」会則

第一条 名称

本会の名称は 「柏の葉ポールウォーキング部」 と称する。

第二条 会員

本会は千葉県生涯大学校東葛飾学園江戸川校舎の卒業生を持って構成する。

第三条 事務所

- 1 主たる事務所を部長宅内に置く。
- 2 総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第四条 目的

人生100歳時代の健康長寿社会の実現のため 次の3つの項目を目的として掲げる。

- ①会員を地域コミュニティの健康パトローラーとして養成し 健康寿命の延伸を図る。
- ②ウォーキングの次はポールウォーキングがありますよ! とポールウォーキングの普及・啓発を図る。
- ③地域コミュニティに存在するメンター(子育てを終えたり、リタイヤされた才人)の人的資源としての有効活用と価値提供、会員相互の情報交換並びに親睦及び厚生を図ることを目的とする。

第五条 事業

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①東葛柏福祉会での普及・啓発
- ②高齢者施設への普及・啓発 (地域団体・組織からの要請)
- ③現役世代への普及・啓発 (地域団体・組織からの要請)
- ④次世代への普及・啓発(夏ボラ・子ども食堂等)

第六条 役員

- 1 本会運営のため、次の役員を置く。役員の任期は1年とし 再任は妨げない。
部長 1名
副部長 1名
会計 1名
監事 1名
- 2 各役員の任務は 次の通りとする。
部長は 本会を代表し会を統括し、会議を召集して議長を決定する。
副部長は 部長を補佐し、会長事故ある時は これを代行する。
会計は 本会の会計業務を掌理する。
幹事は 本会の会計を監査する。

第七条 会議

- 1 本会の会議は年1回開催する総会と前条の役員による役員会とする。
- 2 本会議の定足数は、それぞれの定数の過半数の出席を持って成立する。

- 3 議長は 議事録署名人を指名し 会議の議事録に署名した後 会員に本会の公告である
スマホのLINEで周知する。

第八条 運営

本会の運営は、入会費・年会費共に0円とし 1回200円のポールウォーキングセミナー
を4回受講したものに授与する「ポールウォーキング健康バトローラー証」の発行収入と
事業に伴う収入を資産とし、本会の経費は 資産をもって支弁する。

「ポールウォーキング健康バトローラー証」受講後は部の活動は都度スマホのLINEに
参加表明した者で行い 基本は第4条の会の目的①とする。

第九条 会計年度

本会の会計年度は 毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第十条 改訂

本会則は、総会において、出席者の3分2以上の 承認があれば改訂できる。

附則

本会則は 本会発足の 2023年4月8日から 施行する。